

# ○国立大学法人筑波技術大学遺失物取扱規程

〔平成17年10月3日〕  
規程第81号

## 国立大学法人筑波技術大学遺失物取扱規程

(趣旨)

第1条 本学の構内における遺失物の取扱いについては、他に別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(遺失物取扱事務室)

第2条 構内における遺失物は、次表に掲げる事務室において取り扱うものとする。

遺失物を拾得した場合	遺失物取扱事務室
天久保地区の各建物内及びそれらの周辺	聴覚障害系支援課
春日地区の各建物内及びそれらの周辺	視覚障害系支援課

(遺失物の取扱責任者)

第3条 前条の遺失物取扱事務室における遺失物の取扱責任者及び取扱担当者は、別表のとおりとする。

- 2 遺失物取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）は、遺失物に関する事務を総括し、遺失物の受渡し、保管等に関し、遺失物取扱担当者（以下「取扱担当者」という。）を監督する。
- 3 取扱担当者は、取扱責任者の命を受け、遺失物の受渡し、保管等の事務を行う。

(遺失物の処理)

第4条 遺失物を拾得した者（以下「拾得者」という。）から、当該物件の差し出しを受けた取扱担当者は、別記様式第1の遺失物処理簿に所要事項を記載し、及び当該物件に係る公示を行い、並びに拾得者が職員（契約等により本学の諸業務に当たっているものを含む。）以外のものであるときは、別記様式第2の拾得物件預り書を当該拾得者に交付するものとする。

- 2 前項の公示の期間は、当該物件の差し出しを受けた日から起算して5日とする。

(遺失物の返還)

第5条 取扱担当者は、遺失物、所有者その他当該物件の回復の請求権を有する者（以下「遺失者」という。）から物件の返還を求められたときは、別記様式第3の遺失物受領書と引換えに返還しなければならない。この場合において、取扱担当者は遺失者等に学生証、身分証明書等を提示させる等の方法により、遺失者等であることを証明させなければならない。

(警察署長への差し出し等)

第6条 第4条第2項に規定する公示の期間内に遺失者等が判明しないときは、取扱責任者ごとに、当該物件の差し出しを受けた日から起算して7日以内に所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に、別記様式第4の拾得物差出書を添付した当該物件を差し出すものとする。この場合において、取扱責任者は、警察署長からの拾得物預り書を受領し、これを保管しなけ

ればならない。

(職員が拾得した場合)

第7条 拾得者が職員であるときは、拾得した物件に関する権利等は、本学に帰属するものとする。

(所有権の取得)

第8条 取扱責任者は、民法（明治29年法律第89号）第240条の規定に基づき、本学が拾得した物件に関する所有権を取得したときは、速やかに警察署長から当該物件の返還を受けるものとする。

2 取扱責任者は、前項の返還を受けた物件のうち、現金は出納役、物品は物品管理役に引き継ぐものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

別表 （第3条関係）

遺失物取扱事務室	遺失物取扱責任者	遺失物取扱担当者
聴覚障害系支援課	聴覚障害系支援課長	聴覚障害系支援課学生係長
視覚障害系支援課	視覚障害系支援課長	視覚障害系支援課学生係長

別記様式 1 (第 4 条関係)

拾得		日時	平成 年 月 日	時頃	拾得者	住所			
物件		金額	内 訳						
整理番号	遺失物処理簿								
	場所		品名			数量・形状・模様・品質・特徴等		点数	
	警察署長		. .		備考				
差出年月日									

(注) 備考欄には、当該物件を遺失者等に返還した場合は、返還請求者の氏名，返還年月日その他必要な事項を記載すること。

別記様式2 (第4条関係)

(表)

整理番号						
拾 得 物 件 預 り 書						
拾 得	日 時	平 成 年 月 日 時 頃	拾 得 者	住 所		
	場 所			氏 名		
物  件	現 金	総 額	内 訳			
	物 品	品 名	数 量 ・ 形 状 ・ 模 様 ・ 品 質 ・ 特 徴 等	点 数		
<p>上記物件を預かりました。          平成 年 月 日          学長 印          殿</p>						

※本様式に記載された個人情報は、上記目的外で使用することはありません。

(裏)

- 1 貴殿が拾得された物件は、遺失者等が判明しない場合は本日から起算して7日以内に警察署長に差し出し、警察署における14日間の公告の後6月を経過してもなお遺失者等が判明しないときは、貴殿が所有権を取得しますから、この預り書及び印鑑を持参の上、2月以内に次に掲げる警察署で受領してください。

茨城県つくば中央警察署

なお、警察署の受付時間は、休日を除き、月曜日から金曜日の午前9時から午後4時までです。

- 2 貴殿が拾得された物件の遺失者等がわかったときは、警察署長への差し出し前には、本学の掲示でお知らせし、警察署長への差し出し後には、警察署から通知があります。
- 3 この預り書を紛失したとき、又は住所を変更したときは、お知らせください。

別記様式3 (第5条関係)

整理番号							
遺失物受領書							
拾得	日時	平成年月日頃			拾得者	住所	
	場所					氏名	
物件	現金	総額	内 訳				
	物品	品名	数量・形状・模様・品質・特徴等			点数	
上記物件を受領しました。 平成 年 月 日 住所 氏名							
学長 殿							

別記様式4（第6条関係）

第 号  
平成 年 月 日

茨城県つくば中央警察署長 殿

学長 印

拾 得 物 差 出 書

下記物件 を拾得したので 送付いたします。  
 の拾得差出がありましたので

整理 番号	品名 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span> <span style="font-size: 0.8em; display: inline-block; vertical-align: middle;">種類・数量・形状 模様・品質・特徴等</span>	拾 得 日 時	拾 得 場 所	拾 得 者 の 住 所 ・ 氏 名	備考

- (注) 1 本差出書は、拾得物に関する権利等が本学に帰属するものと本学以外の者に帰属するものとを別葉にすること。  
 2 整理番号は、遺失物処理簿の整理番号と同一のものを使用すること。